

同意書／恵那市フォト&ムービーコンテスト

本コンテストへの参加にあたり、以下の事項を確認し、同意いたします。

<共通事項>

- ・ 提出する作品データは、参加者本人、主催者（恵那市）、および株式会社シーランドスカイが使用することに同意します。
- ・ 応募する作品について、主催者および株式会社シーランドスカイは、撮影者からの承諾を個別に得ることなく、無償で複製・加工・編集・二次的著作物の作成・SNSやホームページなどへの利用、または第三者に利用させることができます。
- ・ 参加者以外の人物や建物などが写り込む場合は、必ずその人物・建物などの所有者の承諾を得た上で撮影します。
- ・ 参加者の著作権、被撮影者の肖像権の権利侵害など、撮影された作品（写真・動画）の使用に関し何らかの責任問題が発生した場合、主催者および株式会社シーランドスカイはその責任を一切負いません。
- ・ 本コンテストの内容は、予告なく変更またはやむを得ず中止される場合があります。また、必要と判断した場合には、参加者への予告なく規約を変更できるほか、本コンテストの適正な運用を確保するために必要な措置をとることができます。
- ・ 本コンテストの変更や中止、および本コンテストに参加したことに起因するいかなる損失・被害・費用・その他の申し立てについて、主催者および株式会社シーランドスカイは一切の責任を負いません。
- ・ 本コンテストの選考基準や選考結果に関するお問い合わせは受け付けておりません。
- ・ 未成年者が参加または被写体となる場合、必ず保護者の同意を得た上で応募します。応募があった時点で、保護者の同意が得られているものとみなします。
- ・ 運営側が参加者の撮影風景などをSNSで発信することがあります。参加者や同行者が映り込むことに不都合がある場合は、事前に主催者および株式会社シーランドスカイに申し入れを行います。
- ・ 応募する作品は未発表作品に限ります。
- ・ 使用する動画や写真は、過去に撮影したものでも問題ありません。

<フォト部門 参加規定>

- ・ 提出した応募作品が「恵那市フォトギャラリー」に掲載される場合があることに同意します。

<ムービー部門 参加規定>

- ・ 使用するBGMは、必ず「商用利用可能」なものを使用します。
- ・ 撮影チームの代表者は、撮影中必ず主催者が発行する「撮影許可証」を見える位置に着用します。

＜無人航空機（ドローン）を使用する場合の遵守事項＞

※撮影機器として無人航空機を使用する場合は以下も遵守します。

- ・ 使用する機体は、機体登録済みのものです。
- ・ 使用する機体は、賠償責任保険に加入済みのものです。
- ・ 飛行の際は、必ず飛行計画の通報を実施します。
- ・ 飛行空域ならびに飛行方法および機体に応じて、国土交通省の許可・承認を必ず取得します。
- ・ 撮影時は、事前に施設管理者などの許可を取るなど関係法規やルール・マナーを遵守し、周辺の安全に十分配慮します。
- ・ 人口集中地区での夜間飛行は実施しません。（※実施が必要な場合は、所定の手続きを必ず行います）
- ・ 夜間目視外飛行は実施しません。（※実施が必要な場合は、所定の手続きを必ず行います）
- ・ 自作FPV機の使用は行いません。（※使用する場合は、無線局の免許状を提出します）
- ・ 主催者から求められた場合、飛行に関する書類を提示します。
- ・ 法令を遵守した飛行であっても、第三者に誤解や不安を与えないよう、周囲への事前周知や声掛けを行うなど、十分な配慮と安全確保に努めます。

※本資料の内容は、著作権法により保護されています。無断転載・転用を固く禁じます。（株式会社シーランドスカイ）